

航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会
規 約

(設置の目的)

第1条 今後の航空需要の増加・2030年訪日外国人6000万人の達成を支え、航空業界の持続的な発展を推進するため、航空機の運航に必要な航空整備士と操縦士の人材確保等の対策について検討する「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

(座長の任命等)

第3条 本検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(本検討会の開催)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局安全部安全政策課に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年2月7日から施行する。